

法務省民事局所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（案）に対して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2の1（2）		
1	<p>「正当な理由に相当するか否かについて」の後に、正当な理由を拡大解釈して、対応をしないということがないような文言を入れてください。例えば経済産業省は「具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく」という文言が入っています。</p> <p>（理由）特に知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、また、所内の安全のため、と差別的な対応をされている例が多くあります。「やむを得ないから」隔離や無視ではなく、障害をもつ者への合理的配慮を考えることにより、社会復帰が可能となり、再発防止にもつながると、事業所が認識することが大事だと思うからです。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>『正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u>』</p>
2	<p>4行目を以下とすること。</p> <p>…否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに…</p> <p>（理由）障害を理由とする差別の解消を推進する観点から、正当な理由は限定的に運用されることが適当であることから。</p>	
3	<p>正当な理由とは差別行為を正当化することであり、差別を禁止する法の趣旨を曲解しかねない。障害者の権利利益を侵害することとならないように十分に検討を重ねそれでも尚不可能である場合のみに適用されるべきである。「正当な理由の判断の視点の最後の行理解を得られるよう努めることが望ましい。」の後に以下を挿入する。</p> <p>尚「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなくその主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取り扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。</p>	

4	<p>カギカッコ内の文言を追加  (前略) 事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、「また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい」  (理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要</p>	<p>事業者の説明に納得できない場合については、第3「事業者における相談体制の整備」又は基本方針第5の2「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を御参照ください。</p>
5	<p>下線部の文言を追加してください。  (前略) …事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。  (理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要がある。</p>	
6	<p>表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり加筆いたします。  『4 留意点  対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。  事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる</p>

		こととされている。』
第2の2(1)ア		
7	「合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としています。
第2の2(1)イ		
8	カギカッコ内の文言を追加 (前略) 代替措置の選択も含め、「障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである(理由) 障害者が必要とするコミュニケーション手段の準備があつて、初めて双方の建設的対話ができる	コミュニケーション手段については、第2の2(1)ウのとおりであるところ、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、そこに示された例示に限られるものでもないため、原案のとおりといたします。
9	下線部の文言を追加してください。 (前略) …代替措置の選択も含め、障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである。(理由) 障害者が必要とするコミュニケーション手段の準備があつて、初めて双方の建設的対話ができます。	
第2の2(1)ウ		
10	「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、該当記述の前段で複数の例示をしているところであり、また、そこに示された例示に限られるものでもないため、原案のとおりといたします。
11	カギカッコ内の文言を追加 意思の表明にあたっては、(中略)、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(「手話通訳者・要約筆記者等、」通訳を介するものを含む。)により伝えられる。	

	(理由) 障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、コミュニケーションを支援する者についても明記する必要がある	
12	「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を用意すること」を明記すること。 (理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の用意が必要なため。	
13	「意思の表明が困難な障害者が、家族や介助者を伴っていない場合」でも、「建設的な対話を働きかける」ために、「建設的な」の前に「知的障害・精神障害の特性に通じた支援者の協力のもと」という文言を入れてください。 (理由) 軽犯罪を犯した知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、差別的な対応をされている例が多くあります。知的障害者・精神障害者を理解し、対応するという事は、とても根気がいるものです。突然パニックになったり、鼻につく話し方しかできなかつたり。でもそれは理由があります。これらは理解がないと難しいものです。これまでは多忙な職員が対応することで不当な差別的扱いを見過ごす結果が多かったのだと思います。安定して対応できる支援者を入れることで、トラブルも少なくなるのではないのでしょうか。	コミュニケーションを支援する者として、障害者の家族、介護者のほかに支援者を加えることとしました。なお、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
14	ウの末尾…自主的に取り組むものとする。 オとして以下を加筆すること。 オ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上で、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。 (理由) 同種のサービスに係る合理的配慮の内容が官民で大きく異なることは障害者にとって不利になると考えられることから。	御指摘の趣旨を踏まえ、第1の4の留意点の加筆により対応いたします。
第2の2(2)		
15	過重な負担か否かはあくまで事業者側に委ねられておりまた対応する人間が障害に理解のある人間か否かでも異なる。 差別を解消(なくす)する法律にもかかわらずこれでは現行と全くかわらない。障害は当	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 『事業者において、 <u>具体的な検討</u> をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損な

	<p>事者ではなく社会によってひきおこされるものであり障壁を除去するのは当事者ではなく社会の側である。過重な負担と言えさえすればそれがまかりとおってしまうのであれば合理的配慮提供義務が形骸化されてしまう。正当な理由と同様に拡大解釈され差別を是正できない。</p> <p>不当な差別的取り扱いはしてはならないし合理的配慮の不提供は差別である。</p> <p>以上のことを挿入すべきである</p>	<p>うことなく、個別の事案ごとに、』</p>
16	<p>「○費用・負担の程度」の項を削除されたい。</p> <p>(理由) 費用が発生するので手話通訳者または要約筆記者を頼まないなど、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮を助長する書き方には違和感を感じる。</p>	<p>合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としています。</p>
第3		
17	<p>“・・・実際の相談事例については順次蓄積し・・・”の表現について、相談者の個人情報やプライバシーはどうなるのかと、相談に二の足を踏みかねません。</p> <p>「・・・実際の相談事例については個人情報の保護に留意しつつ、順次蓄積し・・・」と変えてください。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>『<u>相談時には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メール、また、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。</u></p> <p>さらに、<u>実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し</u>』</p>
18	<p>末尾を以下とすること。</p> <p>…などの多様な手段を用意しておくとともに、実際の相談事例については順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。</p> <p>(理由) 相談の実効性を担保するには障害特性に応じた多様な手段の確保が不可欠であることから。また、合理的配慮の提供にあたっては、相談事例の蓄積と活用が有効であることから。</p>	<p>相談の際の手法については、個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>相談への対応にあたり、“既存の相談窓口等の活用や・・・”とあります。これでは、本当に障害者及びその家族等の相談に的確に対応できるのでしょうか？障害の特性についての理解及び客観性の確保がなければ、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じます。</p>	<p>個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>下記の文章を入れて下さい。</p> <p>「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者の配置や職員研修等により、窓口担当者の専門性と客観性を確保することが重要である。」</p>	
20	<p>文頭に下記の文言を追加</p> <p>相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れることが望ましい</p> <p>(理由) 障害の特性についての理解があって、はじめて障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができる</p>	
21	<p>「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。</p> <p>(理由) 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。</p>	
22	<p>相談窓口について「相談員は複合的な困難について理解している女性の相談員を必ず置くこと」の一文を追記すること。</p> <p>(理由) 女性であり、障害者である女性障害者の複合差別は、容易に理解されにくく、相談窓口で更に差別を受けることがある。また女性特有の相談もあるため、男性には話しにくいこともある。そのため知識を持った相談員が対応できることが必要である。</p>	
第4		
23	<p>「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」という一文を追記する。</p> <p>(理由) 権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であることが多いので、その団体の代表者をだすとなると男性に偏りがちとなる。積極的改善をするために女性当事者をいれることを明文化すべきである。</p>	<p>個々の事業者における研修・啓発の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要</p>	

	望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要性がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。	
第5		
25	以下を加筆すること。 事業者においても、法務省民事局の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知すること。 (理由) 相談窓口はあらゆるルートで分かりやすく周知する必要があることから。	個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
26	事業者が不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の際に相談する窓口になると思われるが ○相談方法はメール来庁来省ファックス電話 障害者にとり相談しやすい方法で行うこと。 ○相談機関は所管事業者の立場に立つのではなく法の趣旨に鑑み公平な立場で相談にのるものとする。 以上二点を追加挿入すべきである。	法務省民事局の相談体制及び法の趣旨に鑑み公平な立場で相談に乗ることについては、「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に記載しております。
別紙の3(1)		
27	「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	別紙の3(2): 具体例2つ目に、情報保障の観点から、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供について、記載しています。
28	物理的環境への配慮の具体例に、聴覚障害者への具体例が見られません。下記を具体例に加えて下さい。 「具体例: 館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」	
29	「館内放送や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を明記する。 (理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からないため、	

	聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で対応するべき。	
30	<p>「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を明記すること。</p> <p>(理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応するべき。</p>	
別紙の3 (2)		
31	<p>カギカッコ内の文言を追加</p> <p>○ 筆談, 要約筆記, 読み上げ, 手話, 点字など多様なコミュニケーション, 分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと、「必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を用意すること」</p> <p>(理由) 具体的なコミュニケーション手段と人的支援の双方の例示が必要と考える。また、事業者として手話通訳者・要約筆記者等を用意するという考え方も必要</p>	第2の2 (3) にもあるとおり、別紙記載の具体例は飽くまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
32	<p>「○必要に応じてコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を設置する。」を追記</p> <p>(理由) 意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。</p>	
33	<p>文言の訂正</p> <p>知的障害に配慮した、… → 障害者に配慮した、…</p> <p>(理由) ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。</p>	
34	<p>「比喩表現等が苦手な～説明する」という例について</p> <p>わかりづらいです。文頭に「発達障害者で」を、「説明する」の前に「具体的に」という文言を追加してください。また、その後、例えば嫌味などは通じないことや、額面どおりの意味を取りがちなこと、あいまいな表現が苦手なことを追加してください。どんなあいまい表現を使うと混乱を生じるのかがわかるようにしてください。</p> <p>(理由) この例は、初め、なんの障害のことを言っていて、どのような場面に対する配慮なのか、全く想像が付きませんでした。発達障害も社会に理解されにくい障害の一つであり、非障害者にも想像がつくように記載した方がよいと思います。刑務所などでは、発達障害者の言動が「かわった行動」で済まされなくて、トラブルに発展してしまうの</p>	御指摘を踏まえ、次のとおり修正いたします。 『二重否定表現などを用いずに <u>具体的に</u> 説明すること』

	だと思えます。特に知的障害（発達障害）者は初期段階で、コミュニケーション支援につなげることが求められていると思えます。	
35	<p>具体例に、下記を加えて下さい。</p> <p>「具体例：会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</p>	第2の2（3）にもあるとおり、別紙記載の具体例は飽くまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
別紙の3（3）		
36	<p>障害特性に応じた具体的対応例に発話の障害である吃音（きつおん・どもり）をもっと詳細に記述してほしい。</p> <p>上に書いたように対応指針を修正加筆したうえでさらに吃音のことも具体的に記述をしてほしい。</p> <p>（理由）政府広報オンライン発達障害ってなんだろう、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターにも「吃音」のことが取り上げられている。吃音者は発話するときその障害が出現する。主に難発、連発、伸発がある。発話するとき吃ってしまうことにより、言いたいことを伝えられない。発話できやすい言葉を使うこと。上手く発話できないが故に時間がかかる。発話する際に身体全体や身体の一部が不自然に動くことや表情が歪むことがある。発話する際に相手に唾液を飛ばしてしまうこともある。絶対に発話しなければならない挨拶や名前を名乗ることや、言いやすい言葉を発話するためタメ口になることや敬語が使えないこともある。接客マニュアルに書いてある順番通りに話せないこともある。決められた言葉を発話できないために相手から常識がない人間だと思われることもある。吃音を知らない人間から見れば不自然、不審、不安、恐怖、嫌悪、不快、非常識だなどの感情が芽生えるかもしれない。だが、吃音というものを理解してほしい。笑わないでほしい。吃音当事者がどのようにしてほしいかよく話し合っしてほしい。合理的配慮例として吃音者が言い終えるまで待つこと、発話のみのコミュニケーション以外を選択できるようにすること、敬語が使えないことを怒らないこと、常識がないと判断しないでほしいこと、吃音者が希望すれば別室で他人の視線を気にせず話せるようにすることなどを行ってほしい。くれぐれも早く話せだとか、時間がかかる奴だと言ったり思ったりしないでほしい。</p>	第2の2（3）にもあるとおり、別紙記載の具体例は飽くまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
37	「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理	

	<p>由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」を最後に追加していただきたい。</p> <p>(理由) 随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。吃音(Stuttering)とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう・・・」と単語の一部を何度も繰り返したり、「・・・きのう」と最初の言葉が出なかったり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っています。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。</p>	
38	<p>「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。</p> <p>(理由) 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受けます。言葉がさらに出にくくなることがあります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思います。</p>	
39	<p>「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。</p> <p>(理由) 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	
40	<p>障害の特性に応じた席を用意する等の配慮が見られません。下記を具体例に加えて下さい。</p> <p>「具体例：スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p>	
41	<p>事務手続きの際に職員が代読・代筆を行う(法令に特別の定めがある場合を除く)とあるが、そもそも代読・代筆を認めていない法律が問題であるし、これがあることで事業者が新しく代読・代筆を認めない規定を作る可能性もある。</p> <p>契約の同意確認のために本人の筆跡が必要であるなら、本人の声を録音する、他の職員が代筆に立ち会うなどの合理的配慮を記載すべきである。</p> <p>私自身視覚障害者で、代筆できないルールになっていると言われて、必要な手続きができず困ったことが何度もあるので、「法令に特別の定めがある場合を除く」という文章</p>	<p>民事局の所管事業者のうち、公証人の行う公証事務においては、法令上、障害者の代読・代筆の手続が明示的に規定されており(民法969条4号、公証人法29条等)これに反した場合には、公正証書等の無効原因にもなることから、障害者に対する合理的配慮をする場合であっても、法令に特段の定めがあるときには、これに</p>

	は削除してほしい。	従う必要があることを確認的に記載したものです。
その他		
42	「説明会等でスクリーンや板書、教材、 <u>手話通訳者</u> 等がよく見えるように、スクリーンや <u>手話通訳者</u> 等に近い席を確保する。」 (理由) 事業者として、多様な手段の確保をする必要と考えるため。また、聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、視覚をとおして、資料と手話もしくは文字通訳を見るため、見える範囲に収まる必要があるため。	御意見のようなスクリーン等に関する記述は、本対応指針にはありません。
43	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	「障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」については、別紙としています。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
44	具体例があまりにも少なく多種多様で種別、程度の異なる障害者に対して全く網羅していない。具体例については障害当事者家族その介助者、障害者団体等からひろく意見を募り反映させ、更新し蓄積すべきである。対応指針は最終確定とせず、随時加筆、訂正、修正し周知すべきである。	第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例は飽くまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
45	各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	対応指針の制定に当たっては、今回のパブリックコメント、ヒアリング会などで意見聴取を行っているところです。障害の特性は多様であり、そのすべてを対応指針に記載することはできませんが、対応指針に記載されなかったことにつきましても、今後の参考にさせていただきます。
46	対応指針の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応指針を参考にしてほしい。修正加筆をしてほしい。 (理由) 法務省民事局所管事業の施設を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいます。もう少し詳しくわかりやすい対応指針案にならないでしょうか?例として厚生労働省関係の対応指針案「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針(案)」がイラストや対応事例や参考ホームページが記載されていてわかりやすいと思いました。	対応指針は事業者が適切に対応することを目的としており、事業者にとってのわかりやすさの観点から作成しております。また、対応指針本文にも記載したとおり、別紙記載の具体例は飽くまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。御意見は今後の参考にさせていただきます。
47	対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者の	いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。

	ための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。	ます。
48	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。	法附則第7条により法律施行後3年を経過した場合に、法の施行状況等について検討等を行うこととされており、御意見の趣旨を踏まえた対応を検討してまいります。
49	) WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。